

(平成21年7月29日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

滋賀国民年金 事案 659

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年9月から43年8月まで
② 昭和43年9月から47年9月まで

申立期間①は、昭和41年9月にA町にある夫の実家からB区へ転居した際、住所変更手続をして国民年金保険料をB区で納付していたが、43年秋ごろ、上京してきた義父から「保険料の納付を止めてもよいか。」と聞かれたことを記憶している。義父は同居していたころ、私の保険料を納付しており、転居後も重複して納付してくれていたと思うが、還付された記憶は無いので還付してほしい。

申立期間②は、昭和46年ごろ、B区役所から未納期間があるので、特例納付を利用して保険料を納付するよう指導を受け、その指示に従って納付したにもかかわらず、還付されたとして納付記録が取り消されている。還付された記憶は無いので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する昭和40年10月発行の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を確認すると、40年9月から41年8月までの期間の検認はA町の検認印であり、住所変更後の41年9月から43年6月までの期間は、B区の検認印となっていることから、記録上特に不自然さは見当たらない。

また、申立人の義父が、申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の義父も既に他界しているため、保険料の納付状況等が不明である。

一方、申立期間②については、社会保険庁の記録では未加入期間とされているが、申立人は昭和43年7月から44年3月までの期間の特例納付保険料、44年4月から46年3月までの期間の過年度保険料、及び46年4月から47年

3月までの期間の現年度保険料の領収証書を所持しているとともに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者特殊台帳から47年4月から同年9月までの期間が現年度保険料として納付されていたことが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者特殊台帳には、還付対象期間及び還付金額は記載されているものの、還付決議日等の還付決議に係る具体的な記録は無く、還付整理簿や被保険者名簿も保存されていないため、還付決議に係る事務処理の経過が不明であり、還付されていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、還付通知を受けた記憶や、還付金が銀行口座等に振り込まれた記憶は無いとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人については、昭和43年9月から47年9月までの期間の国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

滋賀国民年金 事案 660

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から48年3月まで

私は、当時、居住していたA市のB区役所C支所で、「国民年金の特例納付制度ができたので、これまでの分をさかのぼって納付することができる。」と聞いたので、夫婦二人分の保険料を一括で納付したはずなのに、私の分だけ未納とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所C支所で特例納付の説明を受け、夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳で、夫については昭和50年10月23日に特例納付により申立期間の保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月14日に夫婦連番で払い出されており、これ以降の夫婦の保険料の納付状況はほぼ同じであることから、申立期間について、夫のみが特例納付により納付し、申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、特例納付により保険料を納付した昭和50年10月ごろは、夫と共に自営業を営み、経営も順調で経済的には余裕があり、「将来のために貯金するより、まとめて納めておこうと思った。」と証言していることから、夫婦二人分の保険料を一括で納付するだけの資力があったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 381

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年9月1日から同年11月20日まで
昭和57年7月から平成19年12月までA社に勤務していた。所持している昭和57年9月及び同年10月の給与支払明細書には、厚生年金保険料が控除されており、厚生年金保険の加入期間が無いのは納得できない。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書及びB健康保険組合の加入記録により、申立人は、昭和57年9月1日から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 382

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年7月5日、資格喪失日が平成3年4月1日とされ、当該期間のうち、60年6月29日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和60年6月29日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月29日から同年9月1日まで

A社において、昭和48年7月5日から平成3年3月31日まで継続して勤務していたのに、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の加入期間から漏れている。

しかし、当時の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが明らかであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社における厚生年金保険の被保険者記録については、昭和60年6月29日に資格喪失され、その後、事業主から62年10月7日付けで、資格喪失日(60年6月29日)と同日を資格取得日とする資格取得届が提出され、既に60年6月29日が資格取得日と記録されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とは認められないとされている。

しかし、申立人の所持する給与明細書、B企業年金基金及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社本社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額、昭和60年9月の社会保険事務所の記録及びB企業年金基金の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社本社は既に解散しており、当時の事務処理の経緯は不明であるものの、申立人の同社における資格取得日に係る記録は、事業主により昭和62年10月7日付けで60年6月29日までさかのぼって資格取得手続が取られている事実が確認できることから、事業主が当初、昭和60年6月29日を資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 46 年 8 月までの期間及び 47 年 5 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月まで

申立期間については、当時の A 町役場に転入届を提出した昭和 45 年 10 月以降、毎月町内会の常会で、主人が二人分の保険料を納付していた。ところが、ねんきん特別便で私の納付記録を確認したら、申立期間が未納と記録されていた。主人は、当該期間は納付済みと記録されており、納得がいかないので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が国民年金保険料を毎月町内会の常会で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 12 月 5 日に払い出され、45 年 10 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①については、過年度保険料となり町内会では納付することはできなかった。また、申立期間②については、現年度保険料であるが、A 町では、年度途中に国民年金の加入手続がなされた場合、加入手続以前の期間の保険料については、町内会による集金は行っていなかったとの役場職員の証言があり、一部の期間の保険料については町内会で納付することはできなかった。

さらに、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に対して、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 662

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年4月までの期間及び昭和52年2月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月から51年4月まで
② 昭和52年2月から53年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

当時同居していた父が、私が20歳の時から国民年金に加入し、保険料を納付してくれていたのに、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後に任意加入している被保険者の資格取得日は、いずれも昭和54年4月2日であることから、申立人が国民年金の加入手続をした時期は、同年4月2日ごろであったと推認され、この時点で申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳では、昭和53年度の保険料を54年4月に過年度納付をしたことが確認できることから、申立人の父が、申立人が20歳の時から保険料を継続して納付していたとする主張とは符合しない。

さらに、申立人の父が、申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父は高齢のため当時の事情聴取が困難なことから、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 663

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月、54 年 1 月、同年 10 月、55 年 8 月から同年 10 月までの期間、56 年 9 月、同年 10 月、57 年 8 月、同年 9 月、58 年 5 月、59 年 1 月、同年 12 月、60 年 11 月、同年 12 月、61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 12 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月及び 54 年 1 月
② 昭和 54 年 10 月
③ 昭和 55 年 8 月から同年 10 月まで
④ 昭和 56 年 9 月及び同年 10 月
⑤ 昭和 57 年 8 月及び同年 9 月
⑥ 昭和 58 年 5 月
⑦ 昭和 59 年 1 月
⑧ 昭和 59 年 12 月
⑨ 昭和 60 年 11 月及び同年 12 月
⑩ 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで
⑪ 昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月まで

私は、長年、A 社 B 工場の契約社員として毎年一定期間働いてきたが、雇用契約が終了した時には、会社からの指導を受けて国民年金に加入し、保険料も納付してきたつもりである。それなのに、社会保険事務所の記録では申立期間が未加入や未納期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年雇用契約が終了し厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、国民年金の加入手続をして保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金の記録」欄には、昭和 53 年 1 月 23 日に国民年金被保険者資格を喪失、その後、国民年金被保険者資格を取得したのは

61年12月30日と記載されている。これは、社会保険庁の記録と一致していることから申立期間①から⑨までの期間については、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間⑩及び⑪の期間について、保険料の納付金額や納付場所等について申立人に聴取しても具体的記憶が無く、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情や申立人に別の国民手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 664

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から40年3月まで

両親が、国民年金の加入手続をし、地元の青年団が集金に来て、私の保険料も一緒に納付していた。両親は申立期間を含めてすべて納付しているのに、私だけ未納になっていることに納得がいかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月10日に払い出されているが、申立人と同日に同手帳記号番号が払い出されているA市B町の居住者二人も、申立人と同様、20歳から同年3月までは未納となっており、同年4月から保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 665

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から47年3月までの期間及び50年4月から平成2年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月から47年3月まで
② 昭和50年4月から平成2年10月まで

申立期間は、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、免除申請した覚えは無い。申立期間の保険料をすべて納付したというわけではないが、A町の集金人に保険料を納付した期間もあるので、この期間について納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、25年7か月と長期間であり、このうち、どの部分の国民年金保険料を納付したのかについての申立人の具体的な陳述が無いため、保険料の納付状況等が不明である。

また、A町は、申立人が国民年金保険料を納付したとする集金人が同町の国民年金保険料の徴収員に委嘱されたのは昭和61年4月2日であると回答していることから、申立期間の大部分は、同集金人に保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間は、すべて保険料の免除を受けた期間とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 666

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から47年3月まで

申立期間は、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、保険料を納付できるときは納付し、どうしても納付できないときは免除を申請した。

A町の集金人に保険料を納付した期間もあるので、この期間について納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、120か月と長期間であり、このうち、どの部分の国民年金保険料を納付したのかについての申立人の具体的な陳述が無いため、保険料の納付状況等が不明である。

また、A町は、申立人が国民年金保険料を納付したとする集金人が同町の国民年金保険料の徴収員に委嘱されたのは昭和61年4月2日であると回答していることから、申立期間の保険料は、同集金人に納付することができなかったものと考えられる。

さらに、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間は、すべて保険料の免除を受けた期間とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から50年3月まで

昭和47年4月に結婚し、私の収入で生活していたのに、申立期間は妻のみが納付済みとされ、私は未納とされている。しかし、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたことを覚えている。1冊目の国民年金手帳は、厚生年金保険に加入した時に、妻がA市役所B支所に返還したため、所持していないが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の国民年金手帳記号番号が昭和47年6月13日に払い出されているのに対し、申立人の同手帳記号番号は50年10月1日に払い出されていることから、申立期間当時は、申立人には被保険者資格が無く、夫婦二人分の保険料と一緒に納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においても、申立期間のうち昭和48年6月までの期間については、時効により保険料を納付できない期間であり、残りの期間についても過年度納付となるため、納付組織の集金人に保険料を納付することはできない。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 383

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 40 年 11 月まで

申立期間について、A 社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。しかし、申立人が申立期間に勤務していたか否かについては明確な証言は得られなかった。

また、社会保険事務所の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となつたのは、昭和 38 年 7 月 1 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所に照会したところ、総務担当者は「弊社が社会保険に加入したのは、昭和 38 年 7 月からである。申立てに係る資料等が残っていないので、当時の詳しい状況は不明である。」と回答している。

加えて、同僚は、「当時は従業員の出入りが激しかった。」と証言している上、入社日と厚生年金保険の加入年月日が一致していない同僚もいることから、同事業所は必ずしも、雇用と同時に厚生年金保険に加入させていなかつたことがうかがわれる。

なお、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の記録は確認できず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 384

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 10 月 1 日から 25 年 1 月 1 日まで
② 昭和 28 年 7 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A 社 B 営業所での資格喪失日が昭和 24 年 10 月 1 日、C 事業所での資格取得日が 31 年 10 月 1 日とのことだった。しかし、A 社 B 営業所には 25 年 1 月 1 日まで、C 事業所には 28 年 7 月 1 日から、それぞれ勤務していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 24 年 11 月 8 日消印の申立人の母親からの手紙によると、申立人が申立期間当時、A 社 B 営業所の所在地である D 県 E 村に居住していたことは推認できる。

しかし、申立人に当時の事情を聴取したところ、申立人は、「申立期間当時、内縁の妻は病気療養中であり、治療のための抗生素を購入するため事業主に依頼し、会社を辞めたことにして 5 万円を貸してもらった。その 5 万円を会社に返済した記憶は無い。内縁の妻は申立期間中の昭和 24 年 11 月 12 日に死亡した。その後 1、2 か月、一時的に会社を離れていたが、会社が忙しいので復帰してほしいと頼まれ、確か 25 年 2 月に復帰しているはずである。」と供述していることから、申立期間については、事業主が申立人に係る退職及び資格喪失の手続を行った後の期間であり、当該 5 万円は退職金として支給されたものであったと考えられるところ、申立人の主張どおり、申立人は、25 年 2 月に A 社本社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社 B 営業所は既に全喪しており、事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態や申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる

関連資料や証言を得ることはできず、申立人が記憶する同僚及び申立期間にA社B営業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚からも証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、同僚の証言及び申立人の当時の具体的な職務内容等に係る申立てから判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者資格取得日以前からC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年10月1日であることが確認できるところ、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名が健康保険番号＊番で同僚5人と共に記載されていることが確認できる。

また、同僚は、申立期間について「給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていない。」と証言しており、同社も既に全喪していることから、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 385

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
② 昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 9 月 11 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 20 日から 44 年 3 月 11 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとのことだった。しかし、A 社に係る脱退手当金は受給したが、それ以前に勤務していた申立期間の脱退手当金は請求手続をしていないし、受け取った覚えも無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」には申立人が受領したとする A 社だけではなく、申立期間に係る複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記載されている上、申立人の住所及び氏名が記載され押印されている。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る「脱退手当金支給決定伺」から、申立期間が脱退手当金の算定基礎とされていることが確認できる上、申立人が社会保険事務所で脱退手当金を現金で受け取ったことを示す領収書には、受領年月日、氏名が記載され押印されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 386

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 32 年ごろから 33 年ごろまで
② 昭和 33 年 1 月ごろから 38 年 4 月ごろまで

厚生年金の加入期間について照会したところ、申立期間については厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答だった。しかし、申立期間①は A 社に、申立期間②は、B 社で炭坑夫として勤務していた。特に申立期間②の B 社では生活が苦しく、給与から厚生年金保険料を控除するのをやめてほしいと言ったのに、厚生年金保険と健康保険、それに失業保険は 3 点セットだからできないと断られたことを記憶している。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、「A 社は小規模企業であり、厚生年金の適用事業所ではなかったかも知れず、保険料が控除されていたかどうかもはつきり覚えていない。」としているところ、社会保険事務所の記録によると、同事業所に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できなかった。

申立期間②について、申立人が記憶する同様の業務に従事していた同僚等 8 人のうち、管理職で社宅も別であった一人(昭和 59 年に死亡)については、B 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人と同じ社宅に居住していたとする 7 人については、同社における被保険者記録を確認することができなかった。

また、B 社は、平成 9 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、連絡がついた当時の同僚からも、申立人の勤務実態及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 387

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から20年2月まで

私は、昭和18年4月から20年2月までA社B造船所に勤務し、1万トン級のタンカーの建造作業（鉛打ち作業）に従事したが、社会保険事務所に確認したところ、この期間についての記録が無い。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間、勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B造船所において厚生年金保険被保険者資格の確認できる同僚8人に照会したところ、いずれも申立人ことを知らないと証言していることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び勤務期間については確認できない。

また、申立人と同時期に入社したとされ、昭和18年4月1日に当該事業所において被保険者資格を取得している複数の同僚は、「入社後は会社の学校で勉強と演習があった。」と証言しており、そのうちの一人は、「全国各地から、多数の者が採用されたが、地方出身者は全員が同じ寮に入ったはずである。最初の1年は、会社の学校での勉強と実習が主で、ドックでの仕事はしていなかったが、わずかばかりの給与があり、そこから食費と厚生年金保険料が控除されていたと思う。2年目からドックの生産現場に配属され、会社の学校での授業は週二日となった。」と具体的に証言しているところ、申立人には、これらの記憶は無く、入社後すぐに鉛打ち作業に従事したとしていることから、申立人は、厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚とは雇用形態が相違していた可能性が考えられる。

さらに、申立人は、当該事業所に入社した経緯、雇用形態及び申立期間に係

る保険料控除に関する具体的な記憶が無く、当時の上司、同僚等の名前についても記憶していない。

加えて、A社は、「申立期間当時の従業員名簿などの資料は既に廃棄しており、不明である。」と回答しており、申立ての事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかつた。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 388

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで

私の前職の経験から、かつての「A」のような事業を起こしてほしいと請われ、平成 10 年 4 月 1 日に B 社に入社し、資金の借り入れ、女子販売員の採用、販売品の購入などの業務を行い、11 年 3 月末に退職した。新規事業に際し、事業所名を変更することとなり、C 社と命名したのは私である。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 3 月末までの 1 年間、申立ての事業所に勤務し、途中、事業所名が B 社から C 社に変更になったと申し立てているが、申立人の同僚は、「申立期間に、申立人は在籍していなかった。」と回答しており、B 社が C 社に名称変更したのも、申立期間後の 11 年 11 月 19 日（法人登記上の変更日）であることが確認できる。

また、申立人は、D 社を退職した平成 9 年 6 月 30 日の翌日から 11 年 4 月 1 日まで、健康保険の任意継続被保険者となっており、9 年 7 月 14 日から 10 年 7 月 8 日までは、雇用保険の失業等給付（基本手当）を受給している。

さらに、申立人に採用面接を受け、採用されたとする女子販売員は、「平成 12 年 2 月に採用面接を受け、研修の後の同年 4 月 1 日に正式入社した。」と回答しており、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

加えて、申立人は、勤務したのは 1 年間であると回答しているところ、平成 11 年 4 月 1 日から 12 年 5 月 1 日まで、B 社（途中、C 社に名称変更）における健康保険の被保険者記録があり、申立人は、この期間の記憶に基づき申し立てているものと考えられる。

なお、申立人が、当該事業所において厚生年金保険の被保険者とならなかつ

たのは、平成 11 年 4 月 1 日の時点で 65 歳以上であったためである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 389

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 4 年 3 月から 5 年 2 月まで

先輩に誘われて、A 社の前身である B 社に入社し、正社員として働いていた。ところが、同事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

3 委員会の判断の理由

申立人が所持している名刺及び同僚の証言から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社に照会したところ、「申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、給与から保険料を控除していない。」との回答があり、同僚も「申立期間当時は、個人事業所であり、従業員もアルバイト中心で厚生年金保険の加入どころではなかった。給与から保険料は控除されていなかった。」と証言しており、社会保険事務所の記録においても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 8 年 7 月 1 日となっている。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までは、別の事業所における雇用保険の加入記録がある。

さらに、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。